

徳島県規則第三十四号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

第三十五条第一項中「項目の欄」を「上欄」に、「種類ごとに」を「区分に応じ、それぞれ」に、「基準値の欄」を「下欄」に改め、同条第二項中「項目の欄」を「上欄」に、「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を「同表の備考第二項に規定する」に改める。
第三十六条第一項中「項目の欄」を「上欄」に、「ごとに、」を「の区分に応じ、それぞれ」に、「基準値の欄」を「下欄」に改め、同条第二項中「項目の欄」を「上欄」に、「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を「同表の備考第三項から第五項までに規定する」に改める。

第三十九条第五項第二号及び第四十四条第三項中「項目の欄」を「上欄」に、「測定方法の欄に掲げる」を「備考第二項に規定する」に改める。

第四十七条第一項中「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、同条第三項中「項目の欄」を「上欄」に、「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を「同表の備考第三項から第五項までに規定する」に改める。

第四十八条第二項中「項目の欄」を「上欄」に、「それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる」を「同表の備考第二項に規定する」に改める。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五（第三十五条、第三十九条、第四十四条、第四十八条関係）

項 目	基 準 値
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。以下同じ。）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
砒素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において

	ては、土砂等一キログラムにつき一五ミリグラム未満
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に限る。である場合において、土砂等一キログラムにつき一二五ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下

チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
弗素 ^{ふっ}	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下
一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下

備考

- 「検液中に検出されないこと。」とは、次項に規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定方法は、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について。以下「土壌基準告示」という。）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別表第六（第三十六条、第四十七条関係）

項 目	基 準 値
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐 ^{りん}	検出されないこと。
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
砒素 ^ひ	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下

総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、一リットルにつき一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下

ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
弗素 ^{ふっ}	一リットルにつき〇・八ミリグラム以下
ほう素	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下

備考

- 1 「検出されないこと。」とは、第三項から第五項までに規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 3 測定方法（有機燐^{りん}及び銅に係るものを除く。）は、平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 4 有機燐^{りん}に係る測定方法は、規格K〇一〇二―四 七・二・一及び七・二・三に定める方法とする。
- 5 銅に係る測定方法は、規格K〇一〇二―三 十一・二、十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法とする。
- 6 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度との和とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。